

空調機器等取替修繕仕様書

1. 件名

沖縄市男女共同参画センター空調機器等取替修繕

2. 概要

指定する既設空調機器等の撤去・処分及び更新空調機器等の設置・取付

3. 履行場所

沖縄市男女共同参画センター
沖縄市住吉1丁目4番29号

4. 取替機器

ビル用マルチエアコン

5. 調達機器および台数

- (1) 国内メーカーで未使用
- (2) 規格および台数、作業内容

項目	規格等	数量	単位	備考
参画センター事務所	天井カセット形 4方向室内ユニット 冷房能力 6.3Kw	2	台	RC-GP63KA
会議室	天井カセット形 4方向室内ユニット 冷房能力 9.0Kw	2	台	RC-GP90KA
託児室	天井カセット形 4方向室内ユニット 冷房能力 5.0Kw	1	台	RC-GP50KA
相談室・ロビー	天井カセット形 4方向室内ユニット 冷房能力 2.2Kw	2	台	RCS-GP22KA
図書・情報コーナー	天井カセット形 4方向室内ユニット 冷房能力 5.6Kw	1	台	RCI-GP56KA
室外機	空冷ヒートポンプ式室外ユニット 18馬力相当	1	台	RAS-AP450SSR

～次ページへ続く～

※備考に記載された品番（参考品番）と同等のものとするが、メーカーを指定するものではない。

項目	規格等	数量	単位	備考
既設室内機撤去		1	式	
既設室外機撤去		1	式	
新規室内空調機取付		1	式	
新規室外機取付		1	式	
空調機電源設備工事		1	式	
空調機ブレーカー改修工事	増設する空調に係るブレーカーの改修	1	式	
ガス回収破壊処理	破壊処理証明書込	1	式	
室外機防錆塗装費	フィンコート・ヤモリガード含む	1	式	
既設冷房配管、ドレン配管、配線再利用	一部冷房配管取替、配線延長要す	1	式	
試運転調整作業		1	式	
集中リモコン登録動作確認		1	式	
諸経費	※副資材、施行手間、発生材処分、その他修繕に必要な経費を含む	1	式	

6. 入札前の現場確認

入札にあたり、現場確認を希望する場合は、令和8年1月30日（金曜日）午後4時までに【連絡先】へ連絡し、現場確認の希望日程（日付と時間）を伝えること。現場確認は、原則、平日午前9時から午後5時までの間の30分程度とし、1社につき1回までとする。現場確認時に仕様等について疑義が生じた場合は、「12. 仕様書に関する質問」とおり質問を行うこととし、その場での疑義回答は行わないものとする。

7. 作業について

(1) 一般的な事項

- ① 機器の作業前に現地調査を行い、作業内容及び工程等については発注者の承諾を得ること。確認事項が生じた場合は、その都度、発注者に対応を確認すること。
- ② 施設内あるいはその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかに発注者と協議したうえで対策等を実施しなければならない。
- ③ 発注者の業務に支障をきたさないように作業すること。
- ④ 作業時間は、午前9時から午後5時を基本とするが、これ以外の時間も施設

運営に支障のない範囲で実施可能とする。ただし、具体的な作業工程については、施設管理者と事前に十分に調整を図ること。

- ⑤納入・設置等にあたっては、十分な養生・安全対策を講ずること。発注者の建築物・工作物、その他既設設備に損害を及ぼした場合は、速やかに報告を行うとともに、受注者の責任において原状に復旧すること。
- ⑥作業に関連する法規及び設置する機器の施工管理要領等を遵守すること。また、必要に応じて機器のメーカーからの技術的な助言及び支援を受けること。
- ⑦各種法定有資格者、作業責任者が必要な場合は、資格・免許等の写しを提出するとともに、当該作業時は常駐させること。

(2) 作業内容

- ①既設設備の配置等は別紙「配置図」を参考とし、原則、既設の位置に設置するものとする。
- ②機器を設置するにあたり、必要となる電源を確保すること。
- ③貫通穴は既設のものを利用することとするが、必要に応じて増設すること。
- ④リモコンはワイヤードとし、室内機及び全熱交換器1台につきリモコン1台を設置する。また、設置場所については、発注者の指定する場所とする。
- ⑤冷暖房機と全熱交換器は連動制御するものとする。
- ⑥室外機用架台は原則、既設のものを利用することとし、新たに設置する必要がある場合は、発注者と設置場所について協議したうえで設置すること。
- ⑦既設配管、配線、遮断機および支持物等（以下「既設配管等」という）は再使用してもよい。ただし、現地調査の結果、経年劣化による腐食で明らかに再使用に適さないことが判明し、交換等が必要な場合は、既存と同等以上のものとし発注者と協議を行うこと。ただし、軽微なものについては、変更対象にはならない。
- ⑧屋外の支持物を新設する場合は、SUS製または溶融亜鉛メッキ仕上品とすること。
- ⑨既設配管で再使用しないものは、発注者の承諾を得たうえで撤去すること。
- ⑩配管および配線には行き先を標記し、室外機には室内機の部屋名を表示すること。なお、当該表示は経年劣化等により不明瞭とならないものであること。
- ⑪室外機および室内機には、転倒防止及び落下防止等の処置を行うこと。
- ⑫機器の取り換えのため既設保温材を撤去した場合や、既設保温材が劣化している場合は適切に補修すること。
- ⑬機器設置後、必要に応じて天井および壁等の補修を行うこと
- ⑭屋外及び屋内露出部の配管及び配線はラッキング等により保護を行うこと。
※既存配線で屋内（天井・床下）にて転がし配線になっている場合は、特に行う必要がない。ただし、必要に応じて安全上必要な箇所については、発

注者と協議すること。また、点検口付近に配管、配線を行わないこと。

- ⑯ 機器設置後、各種試験調整を行い、結果を報告すること。試験項目はメーカー一推奨のものとする。既設配管等を再使用した場合も、これらに係る試験調整を行うこと。試験調整の結果、不合格となった場合は必要な処置を行い、再度試験調整を行うこと。

※施工後、稼動試験については、発注者及びメーカーの技術者も同席し行うこととする。

- ⑰ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等に基づき適正に処分・破棄すること。また、発注者よりこれを証する書類を求められた場合は、速やかに関係書類を提出すること。

(3) その他

- ① 施設への入退出時は事務室に必要事項を伝達し、施設管理者の確認を受けること。
- ② 作業入館者は会社名入りネームプレート又は腕章等を着用すること。
- ③ 本修繕に必要な水道・電気の使用料は無償とする。ただし、使用量は必要最小限とすること。

8. 保証

- (1) 機器の保証期間は、検査受領後 1 年とする。ただしメーカー保証が 1 年を超える場合は、当該メーカー保証期間とする。また、受注者または製造者の瑕疵により不良個所が生じた場合は、無料で修理または良品と取り換えることとする。施工に関する内容がメーカー保証に含まれない場合は、受注者が最低 1 年間無償保証とすること。
- (2) 検査受領後 1 年間、通常の使用による破損・不具合等が生じた場合には、発注者からの要請により、その都度、迅速かつ誠実に無償で修理を行うこと。
- (3) 機器の故障が発生し、修理依頼を受けたときには、直ちに現地に技術員を派遣し、機器の修理・調整に着手すること。

9. 納入期限

既設機器の撤去・処分及び調達部品を搬入設置し、動作確認・試験結果等を報告書に取りまとめ、令和 8 年 3 月 31 日までに発注者の検査に合格すること。

10. 支払方法

完了検査により工事が完了したことを確認した後、適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

11. 仕様書に関する質問

(1) 質問方法

質問書は所定の様式で作成し、電子メールにより提出することとする。

(2) 質問期間

令和 8 年 1 月 26 日（月曜日）12 時

12. その他

(1) 本仕様書に疑義が生じたときは、本仕様書により難い事由が生じたとき及び
本仕様書に記載のない事項は、発注者と協議するものとする。

(2) 工事等にあたっては、諸法令を遵守し、諸手続きは受注者が責任をもって代
行すること。